

# 「令和 6 年度 事 業 計 画 書」

# 令和6年度 事業計画書

(自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)

当協会は、法面保護の社会的使命を深く認識し、あらゆる法面保護の工法を探求し、その普及を図ることにより国土の保全に寄与し、国民の生命・財産を自然災害から守るという使命を目的とし社会に貢献してきた。

令和6年度においても、一層の社会貢献を果たすことを目的に、従来から実施している公益的活動を本部と支部とが一体となり積極的に推進することとする。

## 1. 特定法面保護工法に関する技術者及び技能者の養成等

### (1) のり面施工管理技術者資格試験及びのり面ノズルマン技能認定試験

令和5年度は、のり面施工管理技術者資格試験及びのり面ノズルマン技能認定試験を予定どおり実施した。のり面ノズルマン技能認定試験は近年の受験者数の実績を勘案し、隔年実施とすることから令和6年度は実施しない。

なお、ノズルマン技能認定資格の取得後5年を経過した者の更新手続きは、引き続き毎年実施していく。

また、のり面施工管理技術者資格試験の受験申し込み方法については、令和5年度よりインターネット申請方式に切り替えを行った。今後もインターネット申請方式を継続する。

### (2) のり面施工管理技術者講習会及びのり面ノズルマン講習会並びにのり面施工管理技術者資格更新特別講習会

のり面施工管理技術者等の養成のため「のり面施工管理技術者講習会」及び「のり面施工管理技術者資格取得後5年を経過した者に対する継続教育として「のり面施工管理技術者資格更新特別講習会」を実施する。

両講習会については、令和5年度は試行的に受講受付をインターネットで実施したが、令和6年度からは、インターネット受付を本格実施する。

また、両講習会については、公認のC P D Sに登録する。

なお、「のり面施工管理技術者資格更新特別講習会」については、これまで講師派遣等の制約から全国3都市で開催日を分けて実施していたが、令和6年度においては、各受講者が自前のPCで受講が可能となる完全リモート更新講習に切り替えることから受講会場を設けず、1回のみの開催とする。

のり面ノズルマン講習会については、技能認定試験同様、隔年実施とすることから令和6年度は実施しない。

### (3) その他の講習会、講演会等

のり面構造物に関する講演会（札幌市）を実施する。

また、各地方支部において、法面保護工法に関する研修会、講習会を実施するとともに、現場の安全に関する研修会、講習会を実施する。

#### (4) 登録基幹技能者講習実施機関への取組

これまで、CCUSにおいて法面工の技能評価がなされていなかった問題の解消を図るため、当協会も国土交通省へ登録基幹技能者講習実施機関の申請を行うこととする。

令和6年度においては、準備委員会の立ち上げ等の申請準備に着手する。

なお、法面工が登録基幹技能者扱いとなれば、法面工の技能者の待遇改善や各発注者の総合評価における加点も期待されることとなる。

また、この講習を継続実施するための本部体制の拡充を検討する。

### 2. 法面保護工の専門技術に関する指導・助言

発注機関、会員、その他団体等からの法面保護工に関する技術的な相談窓口活動を積極的に行う。

また、地方支部等が企画し実施する講習会への講師派遣を行う。

### 3. 法面保護工の技術向上、普及のための調査研究

#### (1) 特定法面保護工法に関する調査研究

本部及び支部の委員会による調査研究を行うほか、のり面緑化工の手引きの改訂を進め、令和6年度の早い段階での発行を予定する。

#### (2) 特定法面保護工法に関する受託業務の実施

特定法面保護工法に関する受託業務を必要に応じて実施する。

### 4. 法面保護工の普及のための啓蒙事業

特定法面保護工法の普及・啓蒙のため機関誌「のり面と環境」を発行するほか、法面保護工事が市民生活の「安全・安心」に重要な役割を果たすことについて、広く国民の理解を深めるため現場見学会の開催等を活用した啓蒙活動を充実する。

また、発注者に対してのり面施工管理技術者等の資格活用等法面保護工事に関する要望活動を実施する。

### 5. 特定法面保護工に関する調査の実施

法面保護工事の施工実態調査及び労働災害調査を継続して実施する。

### 6. 関係機関への協力等

イベント等関係機関の行う行事等に協力する。

## 7. その他

建設分野における特定技能外国人の受入を行っている会員企業については、JACへの負担金納入手続きを引き続き当協会本部が仲介する。

また、今後、特定技能外国人の雇用企業が増加する傾向にあることから、本部体制の拡充を検討する。